

令和 8 年第 1 回東広島市議会定例会

報 告 事 項

令和 8 年 2 月

目 次

報 告 第 1 号	専決処分の報告について.....	1
報 告 第 2 号	専決処分の報告について.....	3
報 告 第 3 号	専決処分の報告について.....	5

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

1 専決処分の内容

(1) 道路の管理上の瑕疵に基づく被害車両の修繕に係る損害賠償

ア 損害賠償の額

13万4,884円

イ 債 権 者

三原市皆実四丁目6番37号

株式会社オーエスエーガレージ

代表取締役 福 本 修

(2) 道路の管理上の瑕疵に基づく交通事故証明書の取得に係る損害賠償

ア 損害賠償の額

320円

イ 債 権 者

2 専決処分年月日

令和8年1月30日

(報告理由)

令和7年9月13日、林道竹林寺線において、この道路の管理上の瑕疵により、路上に倒れていた樹木に走行中の小型自動車が接触し、当該小型自動車のボンネット等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第2号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の額

18万8,000円

(2) 債 権 者

2 専決処分年月日

令和8年1月26日

(報告理由)

令和7年11月26日、東広島市立西条中学校の校庭において、部活動中の生徒が打った野球ボールが防球フェンスを越えて、隣接する一般国道486号を走行中の軽自動車に当たり、当該軽自動車の屋根等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

報告第3号

専決処分の報告について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月12日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

(報告理由)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の一部改正に伴い、条例において引用している同法の条項の整理を行うため、東広島市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

（3）法律又は法律に基づく命令（告示を含む。以下「法令」という。）の改正又は廃止に伴い、当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理（一略一）を行うため、条例を改正すること。

専 決 処 分 書

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をする。

令和8年1月21日

東広島市長 高 垣 廣 德

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成12年東広島市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の53の項中「第5条の3」を「第5条の13」に改め、同表53の2の項中「第5条の7」を「第5条の17」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

